

武田先端知ビル竣工記念式典・祝賀会・記念講演会開催



武田先端知ビル

(12ページに関連記事)

目次

一般ニュース	2	御殿下グラウンド全面改修工事のお知らせ、「教養学部報」第4 1(1月14日)号の発行 教官による、学生のための学内新聞、シンポジウム「科学者の研究環境を考える - 性別を超えた人材育成を目指して -」の開催のご案内
評議会(1月20日(火))承認事項		
部局ニュース	11	広報委員会(東京大学の法人化に関するQ&A)... 1
退官教官の最終講義、武田先端知ビル竣工記念式典・祝賀会・記念講演会開催、駒場で留学生懇談会開かれる		訃報(篠原泰三名誉教授)..... 1
掲示板	14	淡青評論「学際研究の難しさと可能性」... 1

≡ 一般ニュース ≡

評議会（1月20日（火））承認事項

役員及び副学長の予定者

国立大学法人東京大学の役員及び副学長の本年4月1日就任予定者が下記のとおり承認された。

理事就任予定者

小宮山 宏	理事（副学長）	《現副学長》
桐野 高明	理事（副学長）	《現副学長》
渡辺 浩	理事（副学長）	《現副学長》
藤井 敏嗣	理事（副学長）	《前地震研究所長》
林 良博	理事（副学長）	《前農学生命科学研究科長》
上杉 道世	理事	《現事務局長》
池上 久雄	理事	《（社）日本貿易会参与》

副学長就任予定者

古田 元夫	副学長	《前総合文化研究科長》
石川 正俊	副学長	《現総長特任補佐》

東京大学総長選考会議規則等の制定

国立大学法人東京大学の「東京大学総長選考会議規則」「東京大学総長選考会議内規」「東京大学経営協議会規則」「東京大学経営協議会内規」「東京大学教育研究評議会」「東京大学教育研究評議会内規」の案が次のとおり承認された。

なお、これらの規則及び内規は、本年4月1日に開催予定の「総長選考会議」「経営協議会」「教育研究評議会」でそれぞれ審議後、「役員会」において正式に決定されることとなる。

東京大学総長選考会議規則（案）

（設置）

第1条 国立大学法人法（平成11年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数1人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- (2) 教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第4条 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、選考会議を招集し、会務を統括する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

（権限）

第5条 選考会議の権限は次のとおりである。

（1）総長の選考

（2）総長の解任の申出

2 総長の選考及び解任の申出は、「東京大学総長選考会議内規」の定めるところにより行うものとする。

（庶務）

第6条 選考会議の庶務は、 において処理する。

附 則

1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

2 選考会議の最初の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

東京大学総長選考会議内規（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 総長の選考及び解任の申出は、東京大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）がこの内規により行う。

（議事）

第2条 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第1条により解任の申出をする場合、及び第1条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

第2章 総長選考

（選考の事由）

第3条 総長の任期が満了するときには、選考会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出たとき、解任されたとき、又は欠員となったときも同様とする。

（選考方法）

第4条 選考会議が総長の選考を行うに当たっては、この内規に従って定められた候補者につき、選挙資格を有する者に選挙を行わせ、その結果に基づいて総長予定者を決定する。

2 選挙資格を有する者は、選考開始の公示の日に現に本学専任の教授、助教授又は教授会構成員である本学専任の講師である者とする。

前項の場合における投票は、すべて鉛3とする。

立 瑛受整啜八差法又 兆**難

1 前条による候歩て 肩互

- 3 選考開始の公示の日に選挙資格を有していた者が、選挙の日までに前項に定める者でなくなった場合は、選挙資格を失う。

(選考の開始の公示)

第5条 選考会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から10日以内に、選考の開始を公示する。

(代議員会)

第6条 選考会議は、第1次候補者を定めるために、代議員会を設ける。

第7条 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 選挙資格を有する教員から選出された者 別表1に定める区分ごとに各4人(ただし、選挙資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。)

- (2) 選挙資格を有する者以外の、本学の常勤職員から選出された者 別表2に定める区分ごとに各1人

2 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設等(学内共同教育研究施設、全国共同利用施設及び保健センターをいう。以下「センター」という。)の長の代表者、事務局各部の長及び

2 前項の場合における投票は、第5条の無記名とする。

各号に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考会議に報告しなければならない。

(候補者の推薦)

第8条 選考会議は、期日を定めて代議員会を招集し、第1次候補者を推薦させる。

- 2 代議員会の議長(以下「議長」という。)は、選考会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

第9条 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

- (1) 各出席代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。

- (2) 議長は、得票者の氏名を0音順にその席上において発表する。

- (3) 各出席代議員は、前号の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

- (4) 前号の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。

- (5) 議長は、第1次候補者の氏名を0音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

2 前項の場合における投票は、すべて無記名とする。

- 3 議長は、第1次候補者が定まったときは、これを選考会議に通知する。

第10条 経営協議会は、前条による候補者以外の者を別

第1 条 この内規の改廃は、議長が選考会議に諮って、
これを行う。

- (4) 大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し
広くかつ高い識見を有するものの中から、教育
研究評議会の意見を聴いて総長が任命するもの
8名以上1名以下
- 2 前項第4号の委員の数は、委員総数の2分の1以上
でなければならない。
- 3 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年
とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(職掌及び権能)

第4条 経営協議会においては、次の各号に掲げる事項
を審議する。

- (1) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項
のうち、経営に関するもの
- (2) 経営に係る重要な規則の制定改廃
- (3) 役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準
- (4) 職員の給与及び退職手当の支給の基準
- (5) 授業料、入学料等に関する事項
- (6) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (7) 大学法人の組織及び運営の状況についての自己
点検及び自己評価に関する事項
- (8) その他大学法人の経営に関する重要事項(経営
上重要な組織の設置廃止及び学生の定員に関する
事項を含む。)
- 2 経営協議会は、国立大学法人法の定めるところによ
り、東京大学総長選考会議の委員を選出する。
- 3 経営協議会は、東京大学総長選考会議に対し、総長
の解任の申出を発議することができる。

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 総長が指名する理事
- (3) 大学院研究科、附置研究所等の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者
- (4) その他教育研究評議会が定めるところにより総長が指名する職員

2 総長は、前項第2号の評議員としては、特別の事情がある場合を除き、副学長である理事を指名するものとする。

(職掌及び権能)

第4条 教育研究評議会においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 学部通則、大学院学則その他教育研究に係る重要な規則の制定改廃
- (3) 教員(教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。)の人事の方針に関する事項
- (4) 教員の懲戒に関する事項
- (5) 名誉教授の称号を授与する基準及びその称号を与えられる者の選考
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の修学のための助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の身分及び賞罰に関する重要事項
- (9) 学位規則の制定改廃及びその取扱いの基準
- (10) 名誉博士の称号を授与する基準及びその称号を与えられる者の選考
- (11) 教育及び研究の状況についての自己点検及び自己評価に関する事項
- (12) その他東京大学の教育研究に関する重要事項(教育研究上の基本となる学部又は大学院研究科等の組織、学科、専攻、附置研究所若しくはその他の教育研究上重要な施設の設置廃止及び学生の定員に関する事項を含む。)

2 教育研究評議会は、国立大学法人法の定めるところにより、東京大学総長選考会議の委員を選出する。

3 教育研究評議会は、東京大学総長選考会議に対し、総長の解任の申出を發議することができる。

4 教育研究評議会は、前3項に規定するもののほか、国立大学法人法及び本規則その他大学法人の規則によりその権限に属させられた事項を行う。

(招集)

第5条 教育研究評議会は、総長がこれを招集する。

2 教育研究評議会の招集の通知は、特別の事情がある場合を除いては、少なくとも1週間前に發する。

3 評議員は、5名以上の連名で、総長に対して教育研究評議会の招集を求めることができる。

(議長)

第6条 総長は、教育研究評議会の議長となる。

(定足数及び議決方法)

第7条 教育研究評議会は、評議員の過半数が出席しなければ、開会することができない。

2 議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な議案については、教育研究評議会において別段の定めをすることができる。

(総長による報告)

第8条 総長は、教育研究上の重要な問題については、これを教育研究評議会に報告する。

(質問及び意見の陳述)

第9条 評議員は、議長から提出された議題以外の事項についても、議長の許可を得て、質問又は意見の陳述をすることができる。

(特別委員会及び専門委員会)

第10条 教育研究評議会は、必要に応じ、その職掌に属する事項について教育研究評議会を助け、又はその一部を代わって行わせるために、特別委員会若しくは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、評議員でない教員その他の職員を加えることができる。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、教育研究評議会の審議を経て、これを行う。

附 則

究評議会に出席し、議決に加わることができる。

2 規則第3条第1項第3号に定める評議員に事故があ

了 解 事 項

公共政策学連携研究部及び教育部に関しては、内規第1条第1項においてそのいずれかの長を評議員とすることはせず、評議員である法学政治学研究科長及び経済学研究科長が、必要に応じて、それに代わる責任を負うものとする。

東京大学大学院情報学環教育部規則の制定

平成1年4月から東京大学大学院情報学環・学際情報学府と東京大学社会情報研究所を統合し、東京大学大学院情報学環・学際情報学府とすることに伴い、同研究所の前身である新聞研究所発足以来の長年の歴史を有する教育部研究生制度を大学院情報学環に移行させるために、東京大学社会情報研究所教育部規則（昭和24年10月11日制定）を廃止し、新たに東京大学大学院情報学環教育部規則として制定された。

東京大学大学院情報学環教育部規則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、東京大学大学院情報学環教育部（以下「教育部」という。）における教育課程、試験、入学及び修了等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（修業年限及び在学年限）

第2条 教育部の修業年限は2年とし、在学年限は4年とする。

（研究生）

第3条 本規則において、研究生とは、教育部に入学して学修する者をいう。

（学年）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第5条 1学年を、次の2学期に分ける。

夏学期 4月1日から 月30日まで

冬学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第6条 休業日については、本学学部通則を準用する。

ただし、春季休業、夏季休業及び冬季休業については、当該学年の始めに定めるものとする。

第2章 入学、退学、休学、復学及び懲戒

（入学志願資格）

第7条 教育部に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（1）大学の2年次以上に在学する者又は2年次に在学見込みの者

（2）大学を卒業した者

（入学志願書の提出）

第8条 前条に該当する者が教育部に入学を志願しようとするときは、所定の期日内に検定料を納付し、所定の出願書類を情報学環長に提出しなければならない。

（選考）

第9条 入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。

（察糾巡 é 籊獠 i 愴 昏拾鸚悌 .

月以上の休学を必要とするとき。

- (3) 海外における調査及び見学のため2月以上の休学を必要とするとき。
 - (4) 経済的理由によって2月以上の休学を必要とするとき。
 - (5) 外国人研究生で、やむを得ない事情により一時帰国するため2月以上の休学を必要とするとき。
- 2 前項に定めるもののほか、特別の理由があると認められたときは、情報学環長は、教授会の議を経て、休学を許可することができる。
- 3 研究生が伝染性の疾病又は精神障害のため修学することが適当でないと認められたときは、情報学環長は、これに休学を命ずることができる。

第1条 休学期間は、通じて2年を超えることができない。

2 休学した期間は、在学年数に算入しない。
(復学)

第1条 休学期間内に、その理由がなくなったときは、情報学環長の許可を得て、復学することができる。
(懲戒)

第1条 研究生が本学若しくは情報学環の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、情報学環長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学又は譴責の処分とする。

第3章 学科課程、履修方法及び課程の修了

(学科課程)

第1条 教育部の学科課程は、別表の定めるところによる。

(履修科目及び単位数)

第20条 研究生は、別に定めるところにより24単位以上を履修しなければならない。

(履修科目の届出)

第21条 研究生は、毎学期の始めに履修しようとする科目を指定の期日までに情報学環長に届出なければならない。

第22条 研究生が前条の届出を行わないときは、当該科目の試験を受けることができない。

(履修科目の修了試験)

第23条 研究生は、履修科目について、修了試験を受けなければならない。

2 前項の試験の成績には、優、良、可、不可の評語を付し、可以上をもって合格とする。試験に合格した者に対しては、所定の単位を与える。

3 第1項の試験は、毎学期の終りに行う。

4 休学した者は、その学期に第1項の試験を受けることができない。

(教育部の修了)

第24条 所定の期間在学し、所定の科目を履修し、所定の単位を取得した者を教育部課程の修了者とし、これに修了証書を授与する。

第4章 検定料、入学料及び授業料

(授業料の納付)

第2条 授業料は、年度を前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)に分けて、4月及び10月にそれぞれ年額の2分の1を納めなければならない。ただし、申し出により、前期に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納めることができる。

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出により、入学を許可されたときに納めることができる。

3 既に納めた授業料は、返還しない。ただし、第1項ただし書の規定又は前項の規定により授業料を納付した者が、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申し出により、後期に係る授業料相当額又は入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料相当額を返還する。

(1) 後期に係る授業料徴収時期前の願い出又は命令により、後期を休学したとき。

(2) 後期に係る授業料徴収時期前に退学したとき。

(3) 入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したとき。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第2条 第8条に規定する検定料、第12条に規定する入学料及び前条の授業料の額は、別に定める。

(復学者の授業料)

第2条 前期又は後期中途において復学した者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学した月に徴収する。

(退学者及び停学者の授業料)

第2条 前期又は後期中途で退学し、又は第14条若しくは第1

格を適用して、これを行うものとする。

- 4 この規則の施行の際現に東京大学社会情報研究所教育部研究生である者は、別段の定めがあるものを除き、施行日において、東京大学大学院情報学環教育部研究生となるものとする。
- 5 前2項のほか、この制定及び廃止に伴う必要な経過措置は、情報学環長及び社会情報研究所長が別に定める。

別表（第1条関係）黒歳^ハ言

附 則

- 1 この要綱は、平成1年1月20日から実施する。
- 2 東京大学大学院公共政策学教育部・公共政策学連携研究部設立準備会要綱（平成1年月日制定）は、廃止する。

退官教官の最終講義

このたび、本学を退官される方々の最終講義・講演等の日程と題目をお知らせ致します。

大学院工学系研究科・工学部

金田 博彰 教授 2月4日(水) 13:30~1:30
(地球システム工学専攻) 総合研究博物館講義室
「資源および環境問題より診る地球」

田中 正人 教授 3月1日(月) 1:00~1:00
(産業機械工学専攻) 工学部8号館3号講義室
「安心設計学の夢 - セキュリテイー、トライボロジー、ロータダイナミクス - 」

白木 靖寛 教授 3月2日(火) 1:00~1:30
(物理工学専攻) 工学部6号館3号講義室
「職業としての半導体研究」

野本 敏治 教授 3月5日(金) 1:30~1:30
(環境海洋工学専攻) 工学部3号館31号講義室
「私のエンジニアリング・ノートブック - 溶接から造船、そしてシステムへ - 」

矢川 元基 教授 3月8日(月) 1:00~1:1
(システム量子工学専攻) 武田先端知ビル5階 武田ホール
「研究遍歴30年」

大坪 英臣 教授 3月12日(金) 1:00~1:30
(環境海洋工学専攻) 工学部3号館31号講義室
「安全な構造のために - 船体構造と計算力学」

近藤 俊介 教授 3月1日(月) 1:00~1:00
(システム量子工学専攻) 武田先端知ビル5階 武田ホール
「原子力開発利用とヒューマンファクター」

龍岡 文夫 教授 3月1日(火) 1:00

1280 2004. 1. 28

大学院人文社会系研究科・文学部

金井 新二 教授 2月1日(月)1:30~1:00

(基礎文化研究専攻、宗教学宗教史学専門分野)

法文1号館 113教室

「近代社会と終末論」

大学院新領域創成科学研究科

正司 徹也 教授 2月23日(月)1:30~1:30

(環境学専攻) 工学部4号館3階 地球汎用室

「情報取得論」

木村 英紀 教授 2月

駒場で留学生懇談会開かれる

12月1日(水)1時から、生協食堂2階にて「平成1

1:00~1:30 閉会の辞

交流会:1:00~1:30

(場所:生産技術研究所C棟2階ラウンジ)

参加費:無料

参加申し込み・問い合わせ先:

生産技術研究所 大島まり

〒13-0 目黒区駒場4-1

tel/fax:03-42-20

e-mail:marie@iis.u-tokyo.ac.jp

参加ご希望の方は、氏名・所属・連絡先及び交流会参加の有無を明記の上、上記までお申込みください。

(生産技術研究所)

≡ 訃報 ≡

篠原泰三 名誉教授

本学名誉教授の篠原泰三先生は、平成11年10月1日正午頃ご逝去されました。享年72歳でした。先生は昭和10年に東京帝国大学農学部農業経済学科を卒業され、同年5月同学部副手、昭和13年6月同学部助手、昭和14年3月同助教を経て、昭和34年5月東京大学教授に昇任されました。爾来、農政学・経済学第一講座を担任し、昭和41年3月停年により退官、同年5月東京大学名誉教授の称号を授与されました。東京大学在職中は農学部長並びに評議員として困難な時期における大学行政の中枢に参画し、また、山上会議所商議員、大学院社会科学部農学課程主任、大学院協議会委員、教養学部講師(非常勤)、応用微生物研究所協議会協議委員、海洋研究所協議会委員、運動会評議委員、建築委員会委員、大学院農学系研究科農業経済学課程主任など重要な職務を歴任されました。



先生は、農業経済学の分野で幾多の優れた研究業績を残されました。特に、一般経済学と農業経済学との交錯する領域を主な研究対象として研究し、多くの貴重な新知見を収め、農業経済学の水準を高めるとともに、それが産業経済学として確立する道筋をつけました。即ち、農業における技術革新、外部経済ならびに外部不経済(公害問題)、農業を中心とした産業連関分析、農業立地ならびに地域経済問題などに関する業績は従来までの農業経済学の領域を広げたものとして、またその研究内容の精緻さの故に高く評価されています。今日では農業を中心とした産業連関分析は農業の経済学的分析の確固たる一分野を形成していますが、これは先生の研究業績の

上に礎かれたものであります。

このように、先生の研究業績は主として農業経済学の理論的側面に関するものでありますが、また実証的側面においても顕著なものがありました。アメリカ農業などに関して多くの独自の見解を發表され、広く影響を与え、また、わが国農林行政の中心をなしてきている区画整理事業、土地改良事業(水利事業)などに関して多くの業績を發表されました。これらの事業は行政的には別々の事業として実施されてきたものですが、先生は経済学的に土地資本として統一的に把握し、これら事業を通ずる農業における土地資本形成の機能に関して先駆的な分析を行い、その後の広範な農業土地資本研究の基礎を築きました。さらに、海外における幾多の貴重な文献を邦訳し、その紹介に努め、特にカップ『私的企業と社会的費用』は後の公害問題に対する経済学的解明の基礎を与え

X

学際研究の難しさと可能性

昨年度から情報学環に属する以前、私は、ほ
 ぼ30年間東洋文化研究所に所属
 し、アジアという歴史空間を研究
 対象とする人文・社会科学領域内
 での学際研究の一環を担当してき
 た。しかし正直なところ、アジア
 というひとつの歴史空間を共通の

ところ、系 界を統一暢・社文化内録 " 前 各乗履N鏝燹 今羨豷荔 无 ㄣ尺" 昇置孕着叟 孚肫 猥萃 T
 Ô 鑄宠文曰 鴉卓悞環 易Lを共槌ア 戔聞骨遵飯 - 倂±ふ庚朱 宣賣尺 し、ア正鍬 今内鉞鉞 吳腫 藿居 齣
 櫛環 へ 蕞 賣 溼 音 ふ・社 閉 寵 科学 領域 得 槁 遵 変 璆 膏 笱 毛 尚 脩 花 鏹 綻 ㄣ 儻 鉞 鞮 湮 毛 芟 h 徭 蠡 畷 空間を 牽 UU 番